

佐賀県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県議会議長 留 守 茂 幸

佐賀県議会議規則第一号

佐賀県議会議規則の一部を改正する規則

佐賀県議会議規則（昭和三十二年佐賀県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項及び第十七条中「連署し、」を「連署し、又は記名押印し、」に、「連署して」を「連署し、又は記名押印して」に改める。

第一百八条第一項中「連署して」を「連署し、又は記名押印して」に改める。別表を次のように改める。

別表（第二百二十条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
図書室運営委員会	図書室の予算、諸規程その他必要な事項の調査審議	佐賀県議会議会図書室設置条例（昭和三十八年佐賀県条例第二十八号）第五条に規定する図書室運営委員	議長
世話人会	一般選挙後に議会運営委員会が組織されるまでの間の議会運営及び議会構成に関する事項の協議	議長、副議長及び会派を代表する議員	事務局長
選挙管理委員等選考委員会	選挙管理委員会の委員及び補充員の選考に関する事項の協議	議長、副議長、議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員	委員長（委員長が選出されるまでは議長）
選挙区及び定数検討委員会	県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事項の協議	議長、副議長、議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員	委員長（委員長が選出されるまでは議長）

政策条例検討委員会	政策条例の立案及び調査研究に関する事項の協議	議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員	委員長（委員長が選出されるまでは議会運営委員長）
議会改革検討委員会	議会改革に関する事項の協議	議長、副議長、議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員	委員長（委員長が選出されるまでは議長）
新人議員説明会	議会の運営及び県政の概要に関する事項の説明	一般選挙において初めて当選した議員	事務局長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。